

令和四年二月二十五日

聖籠町農業委員会第二十四期

第三十六回總會議事録



聖籠町農業委員会第24期第36回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第36回総会は、令和4年2月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|----------------|------------------|
| 1番 駒澤 一男（会長） | 2番 新保 昇英（会長職務代理） |
| 3番 曾根 善治（農地部長） | 4番 宮下 吉勝（農政部長） |
| 5番 新保 要一 | 6番 栗原 一成 |
| 7番 新保 勇 | 8番 八幡 裕 |
| 9番 神田 勝 | 10番 加藤 百合子 |

2 欠席委員

出席した職員は、次のとおりである。

局長 長谷川 一也 副参事 飯沼 正志 主任 二宮 広輝

3 総会の議事等日程は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による（利用権設定）申出審査について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について
- 日程第7 報告事項 農業委員会事務専決報告等について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農用地利用配分計画案(利用権移転・農地中間管理権)について

「会 長」 部会より引き続き総会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。只今より聖籠町農業委員会第24期第36回総会を開会いたします。 (開会 午後2時32分)

「会 長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、8番委員、9番委員を指名いたします。なお、説明者には副参事、書記には主任を指名いたします。

「会 長」 日程第2、会期の決定について、令和4年2月25日、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 異議なしと認め本日1日限りと決定いたします。

「会 長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「副参事」 はい。それでは1ページをご覧ください。

「議案朗読」

この案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上であります。

「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は先ほどの事前審査において、番号60番で譲受人の経営面積は何か作っているのかとの質問があり、畑で野菜を作っているとの説明でした。外は、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、5番委員、退席願います。
(5番委員、退席)

- 「会 長」 番号 58 について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)
- 「会 長」 番号 58 について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。
(5 番委員、入場着席)
- 「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。番号 59 から 60 までの案件について、質疑意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)
- 「会 長」 番号 59 から 60 までの案件について、許可することに決定してご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。
- 「会 長」 日程第 4、議案第 2 号 農用地利用集積計画による（所有権移転）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。
- 「副 参 事」 はい。それでは 2 ページをお願いします。
「議案朗読」
この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。
- 「農政部長」 議案第 2 号について、35 番の 10a 以上の贈与になっていますが、土地の贈与税はどうなっていますかという質問がありました。贈与税は、110 万円までは基礎控除が認められており、申請額は、一般的な売買価格に応じてとのことでした。外は、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。
- 「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第 11 条議事参与に関する案件がありますので、農政部長、退席願います。
(農政部長、退席)

- 「会 長」 番号 35 について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)
- 「会 長」 番号 35 について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(農政部長、入場着席)
- 「会 長」 5 番委員、退席願います。
(5 番委員、退席)
- 「会 長」 番号 36 について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)
- 「会 長」 番号 36 について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(5 番委員、入場着席)
- 「会 長」 日程第 5、議案第 3 号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。
- 「副 参 事」 はい。それでは 3 ページをお願いします。
「議案朗読」
これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。
- 「農政部長」 議案第 3 号について、番号 316 番譲受人は、聖籠に農地を持っているのかという質問がありました。譲受人は観光ブドウ園を目的とした新規就農で、二本松でブドウを栽培している。また、新潟市でも新規就農したとのことでした。外は、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。

- 「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、6番委員、退席願います。
(6番委員、退席)
- 「会 長」 番号312、317について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)
- 「会 長」 番号312、317について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(6番委員、入場着席)
- 「会 長」 農政部長、退席願います。
(農政部長、退席)
- 「会 長」 番号318から322までについて、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)
- 「会 長」 番号318から322までについて、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(農政部長、入場着席)
- 「会 長」 9番委員、退席願います。
(9番委員、退席)
- 「会 長」 番号323について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)
- 「会 長」 番号323について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(9番委員、入場着席)

- 「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)
- 「会 長」 議案第 3 号について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
- 「会 長」 日程第 6、議案第 4 号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。
- 「副 参 事」 はい。それでは 7 ページをご覧ください。
「議案朗読」
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。
- 「会 長」 この件につきましても、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。
- 「農政部長」 議案第 4 号について、先ほどの事前審査において、全員異議なく承認相当でよろしいということでした。以上です。
- 「会 長」 農政部長より補足説明がありました。会議規則第 11 条議事参与に関する案件がありますので、農地部長、退席願います。
(農地部長、退席)
- 「会 長」 番号 951 から 953 までについて、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)
- 「会 長」 番号 951 から 953 までについて、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。
(農地部長、入場着席)

「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。番号 954 から 960 までの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 番号 954 から 960 までの案件について、承認とすることに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第7、報告事項があります。事務局説明願います。

「副 参 事」 報告事項につきましては、先に送らせていただきました報告事項のとおりであります。以上です。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので総会を閉会します。

(閉会 午後 2 時 55 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会

議長

駒澤 一男



聖籠町農業委員会

署名委員

幅 裕



署名委員

神田 勝

